

鳥取県版緑の雇用支援事業実施要領（平成29年3月23日付第201600189232号鳥取県農林水産部長通知）新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 未来を担う林業人材育成研修（1年目）</p> <p>研修対象者に対して、森林・林業に関する専門知識、基本的な技術技能、組織的かつ効率的な技術・技能等を習得させるための研修であって、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日22林政経第225号林野庁長官通知、以下「国版緑の雇用事業実施要領」という。）に基づくフォレストワーカー（林業作業士）研修又は同等の内容と認められる次に掲げるアからシの内容及び県が認めるスの内容とする。</p> <p>ア 資材・設備管理（機械・器具・道具類の整備・修繕作業）</p> <p>イ 森林調査（森林調査、測量及びこれらの補助作業）</p> <p>ウ 造林（地拵え、植付け及びこれらの補助作業）</p> <p>エ 育林（下刈り、除伐、倒木起こし、枝打ち、切り捨て間伐及びこれらの補助作業）</p> <p><u>オ 森林保護対策（薬剤散布、伐倒駆除、防護柵設置その他病害虫・鳥獣害防除及び補助作業）</u></p> <p><u>カ</u> 伐倒（チェーンソー伐倒、手工具伐倒及びこれらの補助作業）</p> <p><u>キ</u> 造材（チェーンソー造材、高性能林業機械による伐木・造材及びこれらの補助作業）</p> <p><u>ク</u> 集材（木寄せ、架線集材、車輛系集材及びこれらの補助作業）</p> <p><u>ケ</u> 土場管理（はい積み、はい崩し、材の選別、材の計測及びこれらの補助作業）</p> <p><u>コ</u> 輸送作業（運材、積み降し、土場から工場等への移送及びこれらの補助作業）</p> <p><u>サ</u> 森林作業道・林業専用道作設（<u>支障木伐開及び土工、排水施設等の作設及び補助作業</u>）</p> <p><u>シ</u> 森林作業道等維持管理（<u>森林作業道等の損壊調査、通行安全措施、路面の補修等</u>）</p>	<p>第1 略</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 未来を担う林業人材育成研修（1年目）</p> <p>研修対象者に対して、森林・林業に関する専門知識、基本的な技術技能、組織的かつ効率的な技術・技能等を習得させるための研修であって、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日22林政経第225号林野庁長官通知、以下「国版緑の雇用事業実施要領」という。）に基づくフォレストワーカー（林業作業士）研修又は同等の内容と認められる次に掲げるアからケの内容及び県が認めるコ、サの内容とする。</p> <p>ア 資材・設備管理（機械・器具・道具類の整備・修繕作業）</p> <p>イ 森林調査（森林調査、測量及びこれらの補助作業）</p> <p>ウ 造林（地拵え、植付け及びこれらの補助作業）</p> <p>エ 育林（下刈り、除伐、倒木起こし、枝打ち、切り捨て間伐及びこれらの補助作業）</p> <p>オ 伐倒（チェーンソー伐倒、手工具伐倒及びこれらの補助作業）</p> <p>カ 造材（チェーンソー造材、高性能林業機械による伐木・造材及びこれらの補助作業）</p> <p>キ 集材（木寄せ、架線集材、車輛系集材及びこれらの補助作業）</p> <p>ク 土場管理（はい積み、はい崩し、材の選別、材の計測及びこれらの補助作業）</p> <p>ケ 輸送作業（運材、積み降し、土場から工場等への移送及びこれらの補助作業）</p> <p>コ 森林作業道・林業専用道作設</p>

ス 特用林産（きのこ生産管理）

(3)～(5) 略

2～5 略

第3～第5 略

第6 事業実施者の責務

1 林業労働者の安全確保

本事業を活用する林業事業体等は研修対象者及び研修対象者を指導する者（以下「指導者」という。）に対し、チェーンソー防護衣等を必ず着用させるとともに、林業事業体内の全ての作業現場において「とっとり森林緊急通報カード」の運用を徹底させるものとする。

別表1（第2の2及び3関係）

研修の種類	林業事業体等の要件	研修対象者の要件
共通	1～3 略 4 指導者に育成財団が作業班長等実践力向上事業により実施する研修等を受講させる事業体であること。 5～6 略	略
トライアル雇用研修	略	略
未来を担う林業人材育成研修（1年目）	略	略
未来を担う林業人材育成研修（2年目）	略	略
未来を担う林業人材育成研修（3年目）	略	1 略 2 研修開始までに下記の安全講習等を全て受講していること。 ①～⑩ 略

サ 特用林産（きのこ生産管理）

(3)～(5) 略

2～5 略

第3～第5 略

第6 事業実施者の責務

1 林業労働者の安全確保

本事業を活用する林業事業体等は研修対象者及び研修対象者を指導する者（以下「指導者」という。）に対し、チェーンソー防護衣等を必ず着用させるとともに、林業事業体内の全ての作業現場において「とっとり森林緊急通報カード」の運用を徹底させなければならないものとする。

別表1（第2の2及び3関係）

研修の種類	林業事業体等の要件	研修対象者の要件
共通	1～3 略 4 指導者に育成財団が <u>林業技術指導師養成事業及び</u> 作業班長等実践力向上事業により実施する研修等を受講させる事業体であること。 5～6 略	略
トライアル雇用研修	略	略
未来を担う林業人材育成研修（1年目）	略	略
未来を担う林業人材育成研修（2年目）	略	略
未来を担う林業人材育成研修（3年目）	略	1 略 2 研修開始までに下記の安全講習等を全て受講していること。 ①～⑩ 略

		①わな猟
農林水産コ ボ研修	略	略

別表2（第2の5関係）

トライアル雇用研修経費の算出

経費区分		考え方
研修推進 費	助成対象額	<p>研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給に、労災保険料及び手当（住居手当及び通勤手当を除く。）の合計額（以下、「トライアル基本給等」という。）の月額助成上限額は、<u>実施年度中に</u>未来を担う林業人材育成研修（国活用型）に移行する予定の場合 <u>151,000円</u>、その他の場合 <u>55,600円</u>とする。</p> <p>ただし、研修生への支給実績が助成上限額を下回る場合は支給実績額とする。</p> <p>また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあつては、住居手当及び通勤手当の合計（「以下、「住居・通期手当」という。）の月額助成額上限を33,000円として、支給実績に応じた額を加算できる。</p>
	助成対象額の算出方法	略
	算出例	<p>（削除）</p> <p>【例1】 略</p> <p>【例2】 略</p>
技術習得研修経費		略
旅費		略
定住準備金		略

		① <u>網</u> 猟・わな猟
農林水産コ ボ研修	略	略

別表2（第2の5関係）

トライアル雇用研修経費の算出

経費区分		考え方
研修推進 費	助成対象額	<p>研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給に、労災保険料及び手当（住居手当及び通勤手当を除く。）の合計額（以下、「トライアル基本給等」という。）の月額助成上限額は、未来を担う林業人材育成研修（国活用型）に移行する予定の場合 <u>150,600円</u>（令和2年11月以降は、<u>151,000円</u>）、その他の場合 <u>55,200円</u>（令和2年11月以降は、<u>55,600円</u>）とする。</p> <p>ただし、研修生への支給実績が助成上限額を下回る場合は支給実績額とする。</p> <p>また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあつては、住居手当及び通勤手当の合計（「以下、「住居・通期手当」という。）の月額助成額上限を33,000円として、支給実績に応じた額を加算できる。</p>
	助成対象額の算出方法	略
	算出例	<p><u>※例1、例2について、令和2年11月以降、基本給等の月額助成上限額が変更となるため注意すること。</u></p> <p>【例1】 略</p> <p>【例2】 略</p>
技術習得研修経費		略
旅費		略
定住準備金		略

別表3 (第2の5関係)

研修推進費の算出 (未来を担う林業人材育成研修)

経費区分		基本及び考え方										
研修推進費	助成対象額	<p>研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給等の月額助成上限額は、県単独型の場合 <u>55,600円</u>、国活用型の場合 <u>151,000円</u> (※ただし、研修1年目については、定着率に応じて下表のとおり変動) とする。</p> <p>また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあっては、住居・通勤手当の月額支給額の上限を33,000円として、支給実績に応じた額を加算できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定着率</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>100%</u></td> <td><u>155,770円</u></td> </tr> <tr> <td><u>80%以上 100%未満</u></td> <td><u>151,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>60%以上 80%未満</u></td> <td><u>146,230円</u></td> </tr> <tr> <td><u>60%未満</u></td> <td><u>141,860円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも県の月額助成額の上限は、<u>55,600円</u>とする。</p>	定着率	上限額	<u>100%</u>	<u>155,770円</u>	<u>80%以上 100%未満</u>	<u>151,000円</u>	<u>60%以上 80%未満</u>	<u>146,230円</u>	<u>60%未満</u>	<u>141,860円</u>
	定着率	上限額										
<u>100%</u>	<u>155,770円</u>											
<u>80%以上 100%未満</u>	<u>151,000円</u>											
<u>60%以上 80%未満</u>	<u>146,230円</u>											
<u>60%未満</u>	<u>141,860円</u>											
助成対象額の算出	略											

別表3 (第2の5関係)

研修推進費の算出 (未来を担う林業人材育成研修)

経費区分		基本及び考え方																				
研修推進費	助成対象額	<p>研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給等の月額助成上限額は、県単独型の場合 <u>55,200円</u> (令和2年11月以降は <u>55,600円</u>)、国活用型の場合 <u>150,600円</u> (令和2年11月以降は <u>151,000円</u>) (※ただし、研修1年目については、定着率に応じて下表のとおり変動) とする。</p> <p>また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあっては、住居・通勤手当の月額支給額の上限を33,000円として、支給実績に応じた額を加算できる。</p> <p>令和2年10月以前</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定着率</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>100%</u></td> <td><u>155,370円</u></td> </tr> <tr> <td><u>80%以上 100%未満</u></td> <td><u>150,600円</u></td> </tr> <tr> <td><u>60%以上 80%未満</u></td> <td><u>145,830円</u></td> </tr> <tr> <td><u>60%未満</u></td> <td><u>141,460円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも県の月額助成額の上限は、<u>55,200円</u>とする。</p> <p>令和2年11月以降</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定着率</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>100%</u></td> <td><u>155,770円</u></td> </tr> <tr> <td><u>80%以上 100%未満</u></td> <td><u>151,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>60%以上 80%未満</u></td> <td><u>146,230円</u></td> </tr> <tr> <td><u>60%未満</u></td> <td><u>141,860円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも県の月額助成額の上限は、<u>55,600円</u>とする。</p>	定着率	上限額	<u>100%</u>	<u>155,370円</u>	<u>80%以上 100%未満</u>	<u>150,600円</u>	<u>60%以上 80%未満</u>	<u>145,830円</u>	<u>60%未満</u>	<u>141,460円</u>	定着率	上限額	<u>100%</u>	<u>155,770円</u>	<u>80%以上 100%未満</u>	<u>151,000円</u>	<u>60%以上 80%未満</u>	<u>146,230円</u>	<u>60%未満</u>	<u>141,860円</u>
	定着率	上限額																				
<u>100%</u>	<u>155,370円</u>																					
<u>80%以上 100%未満</u>	<u>150,600円</u>																					
<u>60%以上 80%未満</u>	<u>145,830円</u>																					
<u>60%未満</u>	<u>141,460円</u>																					
定着率	上限額																					
<u>100%</u>	<u>155,770円</u>																					
<u>80%以上 100%未満</u>	<u>151,000円</u>																					
<u>60%以上 80%未満</u>	<u>146,230円</u>																					
<u>60%未満</u>	<u>141,860円</u>																					
助成対象額の算出	略																					

	算出例	
		【例1】略
		【例2】略

別表4 略

別表5 (第2の5関係)

農林水産コラボ研修経費の算出

経費区分		基本及び考え方
林業研修	研修推進費	研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給等の月額助成上限額は、 <u>151,000円</u> とする。ただし、研修生への支給実績が助成上限額を下回る場合は支給実績額とする また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあっては、住居・通勤手当の月額支給額の上限を33,000円として、支給実績に応じた額を加算できる。
	技術習得研修経費	略
農業及び農産加工研修		略
水産業研修		略

様式第1号～様式第3号 略

様式第4号 (第4の1 (1)、(5)、(7)及び第4の2 (1)、(4)、(6)関係)

略

略	略	略	略	略
研 修 科 目	作業種/研修日数	略	略	
	①～④ 略			
	⑤ <u>森林保護対策</u>			
	⑥ 伐倒			
	⑦ 造材			
	⑧ 集材			
	⑨ 土場管理			
	⑩ 輸送作業			

	算出例	※例1、例2について、令和2年11月以降、基本給等の月額助成上限額が変更となるため注意すること。
		【例1】略
		【例2】略

別表4 略

別表5 (第2の5関係)

農林水産コラボ研修経費の算出

経費区分		基本及び考え方
林業研修	研修推進費	研修対象者1人当たり、月毎に支払われた基本給等の月額助成上限額は、 <u>150,600円</u> (令和2年11月以降は、 <u>151,000円</u>)とする。ただし、研修生への支給実績が助成上限額を下回る場合は支給実績額とする また、就業規則等に基づき住居手当又は通勤手当を支給している場合にあっては、住居・通勤手当の月額支給額の上限を33,000円として、支給実績に応じた額を加算できる。
	技術習得研修経費	略
農業及び農産加工研修		略
水産業研修		略

様式第1号～様式第3号 略

様式第4号 (第4の1 (1)、(5)、(7)及び第4の2 (1)、(4)、(6)関係)

略

略	略	略	略	略
研 修 科 目	作業種/研修日数	略	略	
	①～④ 略			
	⑤ 伐倒			
	⑥ 造材			
	⑦ 集材			
	⑧ 土場管理			
	⑨ 輸送作業			

⑪ 森林作業道・林業専用道作設			
⑫ 森林作業道維持管理			
⑬ 特用林産（きのこ生産管理）			

⑩ 森林作業道・林業専用道作設			
⑪ 特用林産（きのこ生産管理）			

略

様式第4号 別紙2 （研修実施計画書に添付）

略

様式第4号 別紙3 略

様式第4号 別紙4（削除）

略

様式第4号 別紙5（削除）

略

様式第4号 別紙6 略

様式第5号（第4の1（4）及び第4の2（3）関係）

略

作業区分

①資材・設備管理、②森林調査・測量、③造林、④育林、⑤森林保護対策、⑥伐倒、⑦造材、⑧集材、⑨土場管理、⑩輸送作業、⑪森林作業道・林業専用道作設、⑫森林作業道等維持管理、⑬特用林産（きのこ生産管理）

様式第5号 別紙1～別紙2 略

様式第6号（第4の1（5）、2（4）、第5の4（1）関係）

略

（添付書類）

（1）様式第4号、様式第4号別紙

略

様式第7号 略

様式第8号（第5の1（1）、第5の4（1）及び第5の6（1）関係）

略	略	略	略
研	作業種/研修日数	略	略
修	①～④ 略		
科	⑤ <u>森林保護対策</u>		
目	⑥ 伐倒		

略

様式第4号 別紙2

略

様式第4号 別紙3 略

様式第4号 別紙4 （研修実施計画書に添付）

略

様式第4号 別紙5 （研修実施計画書に添付）

略

様式第4号 別紙6 略

様式第5号（第4の1（4）及び第4の2（3）関係）

略

作業区分

①資材・設備管理、②森林調査・測量、③造林、④育林、⑤伐倒、⑥造材、⑦集材、⑧土場管理、⑨輸送作業、⑩森林作業道・林業専用道作設、⑪特用林産（きのこ生産管理）

様式第5号 別紙1～別紙2 略

様式第6号（第4の1（5）、2（4）、第5の4（1）関係）

略

（添付書類）

（1）様式第7号、様式第7号別紙

略

様式第7号 略

様式第8号（第5の1（1）、第5の4（1）及び第5の6（1）関係）

略	略	略	略
研	作業種/研修日数	略	略
修	①～④ 略		
科			
目	⑤ 伐倒		

	⑦ 造材		
	⑧ 集材		
	⑨ 土場管理		
	⑩ 輸送作業		
	⑪ 森林作業道・林業専用道作設		
	⑫ 森林作業道維持管理		
	⑬ 特用林産（きのこ生産管理）		
略	略	略	略

	⑥ 造材		
	⑦ 集材		
	⑧ 土場管理		
	⑨ 輸送作業		
	⑩ 森林作業道・林業専用道作設		
	⑪ 特用林産（きのこ生産管理）		
略	略	略	略

略
 様式第8号 別紙1～別紙4 略
 様式第9号（第5の3関係）

略
 様式第8号 別紙1～別紙4 略
 様式第9号（第5の3関係）

略

研修区分 作業種区分番号表	
作業種区分 (林業)	①～④ 略
	⑤ 森林保護対策
	⑥ 伐倒
	⑦ 造材
	⑧ 集材
	⑨ 土場管理
	⑩ 輸送作業
	⑪ 森林作業道・林業専用道作設
	⑫ 森林作業道維持管理
	⑬ 特用林産（きのこ生産管理）

略

研修区分 作業種区分番号表	
作業種区分 (林業)	①～④ 略
	⑤ 伐倒
	⑥ 造材
	⑦ 集材
	⑧ 土場管理
	⑨ 輸送作業
	⑩ 森林作業道・林業専用道作設
	⑪ 特用林産（きのこ生産管理）

略
 様式第9号 別紙1～別紙2 略
 様式第10号 略

略
 様式第9号 別紙1～別紙2 略
 様式第10号 略

附 則

この要領は、令和3年3月25日から施行し、令和3年度の事業から適用する。